

公安委員会 決裁資料	鹿児島県地方警察職員の特殊勤務手当支給に 関する条例の一部改正	令和7年12月24日 警務課
<p>1 改正理由</p> <p>国家公務員及び他都道府県警察職員に対する特殊勤務手当の措置状況を踏まえた本県地方警察職員の特殊勤務手当の見直しに伴い、遠隔地水上警戒に従事した警察職員に特殊勤務手当を支給するため、所要の改正をしようとするものである。</p> <p>2 改正条例</p> <p>鹿児島県地方警察職員の特殊勤務手当支給に関する条例（昭和35年鹿児島県条例第47号）</p> <p>3 改正内容</p> <p>遠隔地水上警戒作業手当の新設（条例第31条の7）</p> <ul style="list-style-type: none"><li>○ 職員が海上保安庁の巡視船に乗り組み、遠隔地の離島周辺海域における警戒業務に従事したときに支給する。</li><li>○ 手当の額は、業務に従事した日1日につき、1,650円以内とする。</li></ul> <p>4 施行期日</p> <p>令和8年4月1日</p> <p>5 経過措置</p> <p>不要</p>		